

登録電気工事業者の承継届出手続きについて

登録電気工事業者は、地位を承継（営業譲渡（法人化含む）、相続、合併等）した者は、その旨を都道府県知事に届出なければなりません。

また、承継にあわせて変更された事項を登録事項等変更届出書にて届出する必要があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

1 必要な書類

- (1) ※) 承継の理由により、提出していただく書類が異なりますので、下記までお問い合わせください。

2 受付期間

随時

3 提出先・問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 Tel : (083) 933-3155 Mail : a16100@pref.yamaguchi.lg.jp
